

質問	ご回答
【経過措置日付について】	
①非告示医薬品については経過措置日付に日付が何故入っていないのですか。	非告示品目はその名のとおり経過措置告示も行われません。また例えば製薬メーカーが製造販売の中止日等を示しても、それが公的資料として担保されませんので、データの根拠が問われた際、お答えすることができません。したがって、提供するデータには、非告示品目の経過措置情報は原則含んでいません。
【修正日付について】	
①差分ファイルの提供時に修正日付が入力されている場合には登録日付・経過措置期限は空欄になるのでしょうか。	その通りです。全件マスタの提供時には修正日付とともに登録日付・経過措置期限が入力される品目もありますので、詳細につきましては医薬品マスタ仕様書(第20版)P10の「表4 日付欄の記載例」をご参照ください。
【後発医薬品情報について】	
①後発医薬品の新たな区分を追加して載せたいのですが、その予定はありますか。	「YJコード-レセ電算コード」変換テーブルに後発医薬品区分を追加しました。
【仕様書の項目以外の各種情報について】	
①仕様書に規定された項目以外、例えば「錠剤の割線の有無」、「錠剤の粉碎可否」、「在宅自己注射対象薬」、「色」、「記号」等々。	本マスタの仕様は薬価基準点数早見表の範囲でのデータ提供です。
②レセプト電算処理システム(以降「レセ電算」)コードの追加予定はありますか。	レセ電算コードにつきましては、ご存知のとおり付番の公表は厚生労働省であることから、本マスタに登録するのは(責任の所在を含め)難しいと考えます。「YJコード-レセ電算コード」変換テーブルを別ファイルとして作成しているのも、上記理由によります。両コードの関連づけにつきましては、「YJコード-レセ電算コード」変換テーブルをご利用下さい。
【告示医薬品・非告示医薬品の区別について】	
①告示品と非告示品が分かる情報はありますか。	収載区分が「15」、「25」の医薬品は非告示品です。 例えば告示されている局方品(収載区分「11」)に対応する商品名の医薬品を調べる場合は 収載区分11 2456001F2015 (局)プレドニゾン錠 1mg 収載区分15 2456001F2023 プレドニゾン錠1mg(旭化成) 収載区分15 2456001F2066 プレドニゾン錠1mg「VTRS」
【読みについて】	
①読みに数字が入っていますが、何を表しているのでしょうか。	この欄はデータ形式として一部剤形コードが入る仕様になっています。
【仕様書について】	
①YJコードの詳細なコード体系が知りたいのですが。	YJコードは厚労省コードに準じた形で付番していますが、厚労省の通知等ではコード体系の詳細は公表されていません。
【名称変更について】	
①名称が変わるだけでYJコードが何故変わるのでしょうか。	名称変更された医薬品が新規に官報告示された場合、薬価基準収載医薬品コード(厚労省コード)も新規に付番されます。YJコードはそのコードに基づいている為、新たな医薬品としてコードが付番されます。